



行政むろらん

No.148 発行所 北海道行政書士会室蘭支部

平成27年度 室蘭支部 定時総会開催

平成27年度室蘭支部定時総会が5月8日(金)ホテルサンルート室蘭にて開催されました。

土井理事による開会の挨拶、大谷支部長挨拶、ご来賓からの祝辞を頂戴し、議事の審議へと進行致しました。

中島会員が議長に選出され、平成26年度事業報告・収支決算報告、平成27年度事業計画案・収支予算案等の議事に入り質疑応答の後、満場一致でそれぞれ可決・承認されました。総会終了後は懇親会にて和気藹々とした雰囲気の中、積極的な情報・意見交換が行われました。

<定時総会の様子>



<懇親会の様子>



総会構成員数	52名
出席者	25名
委任出席者	20名
議長	中島 民生 会員
議事録記録人	窪田 則道 会員
議事録署名人	平地 博之 会員
	吉田 卓哉 会員

<ご来賓>

◆室蘭公証役場	公証人 齊藤 信一 様
◆札幌司法書士会室蘭支部	支部長 小林 進 様
◆札幌土地家屋調査士会室蘭支部	支部長 梅林 伸充 様
◆北海道行政書士会	副会長 小林 八重子 様
◆北海道行政書士会苫小牧支部	副支部長 土井 光博 様
◆北海道行政書士会日高支部	支部長 菊池 淳史 様

北海道行政書士会室蘭支部

行政書士大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

本会の動き

日時	会議体	主な内容
3月6、7日	第13回常任理事会	H26年度事業報告等、H27年度事業計画等
3月19日	第14回常任理事会	同上
3月20日	第4回理事会	同上
4月15日	第1回常任理事会	同上
4月22日	第2回常任理事会	監査講評
5月21日	第3回常任理事会	定時総会に関する打合せ
5月22日	第56回北海道行政書士会定時総会	

支部の動き

新役員紹介

◆5月8日の支部総会にて役員改選が行われ、次のとおり新体制が整いました。

支部長 大谷 賢一

理事 甲田 啓一

理事 後藤 隆

監事 高橋 正美

理事 高橋 國夫

理事 堀 博志

監事 羽立 二三夫

理事 田中 喜崇

理事 窪田 則道

理事 土井 伸

理事 三浦 清

支部理事会

◆平成27年3月17日 17:30 第4回理事会開催 中小企業センター

◆平成27年4月2日 17:30 第5回理事会開催 中小企業センター

◆平成27年4月17日 17:30 第6回理事会開催 中小企業センター

平成26年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

<室蘭市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
3月	中小企業センター	甲田・三浦	5件
4月	中小企業センター	高橋・羽立	1件
5月	中小企業センター	羽立・三浦	4件

<登別市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
3月	鉄南ふれあいセンター	安部・大谷	3件
4月	鉄南ふれあいセンター	安部・正源	2件
5月	鉄南ふれあいセンター	安部・正源	1件

<伊達市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
3月	カルチャーセンター	松本・吉田	1件
4月	カルチャーセンター	窪田・高橋	0件
5月	カルチャーセンター	高橋・吉田	3件

<洞爺湖町・豊浦町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
3月	豊浦中央公民館	後藤・堀	2件
4月	洞爺湖ふれあいセンター	後藤・松本	0件
5月	豊浦中央公民館	後藤・松本	0件

支部研修開催状況

◆平成27年3月27日 PM5:30~PM8:00

1. 改正建設業法

2. 建設業会計の基礎知識

3. 建設業法様式の財務諸表作成上の注意点

講師: 一般社団法人 建設業情報管理センター

東日本支部 北海道事務所 渡辺雅俊所長

開催場所: 中小企業センター1F

今号より、行政書士業務の中から毎回テーマを絞り、主に基本的な内容について、業務の流れやポイントを記述していきます。
第一回目は相続業務です。相続業務と一口にいってもハタチは実に様々ですが、できるだけ一般的・類型的な内容を中心に整理していきます。

業務の流れ

①要件の確認

まずは依頼者から以下の内容をヒアリング及び確認する。

<依頼者と相続人との関係の確認>

依頼者が相続人とは異なるケースがあるため、まず、依頼者と相続人との関係を最初に確認する。※推定相続人又は受遺者以外とは基本的に話をすすめない。

<相続関係>

被相続人と相続人の関係を一通り聞き、その場で簡単な関係図にまとめる等して確認する。相続人中の誰をキーマンとするのか検討する。

<相続財産>

相続財産の内容を確認する。不動産の場合は住所、預貯金の場合は口座数・金融機関名・おおよその預貯金額および口座が凍結されているかを確認する。他の相続財産(証券・自動車等)の有無についても確認する。

<遺言書の有無>

遺言書の有無及び内容(特に遺言執行者に関する取決め)を確認する。※なお遺言書がある場合は別途検認が必要となる。

<相続人間の合意の存在>

相続人間で遺産分割の内容について合意が存在するか、合意がない場合は今後合意が得られる見通しがあるか等について確認する。

<受任範囲の確認>

行政書士としてどこまで受任するか又は可能か明確に伝える。

②調査

<相続人の調査>

戸籍(原戸籍・除籍含)を収集し、相続関係を確定させる。戸籍収集に当たっては、相続関係を丁寧に辿り、特に「他に相続人はいないか」「養子縁組の有無及びタイミング」「認定死亡の有無」「被代襲者の養子の有無」に注意して調査をすすめる。

<相続財産の調査>

- ◆不動産の場合は登記事項証明書及び固定資産評価証明書(又は納税通知書)を取得する。※役場で評価証明書を取得する際、他に不動産が無いか念のため調べてもらう。
- ◆預貯金・証券の場合は必要に応じ残高証明書を取得する。また必要に応じ、被相続人が他に口座を保有していないか念のため調べてもらう。
- ◆普通自動車/軽自動車は車検証を確認する。
- ◆被相続人の債権債務の有無及び保証/特に連帯保証の有無について確認する。

③書類作成

- ◆相続調査結果に基づき相続関係説明図、及び必要に応じ財産目録を作成する。
- ◆相続調査結果および相続人間の合意内容に基づき遺産分割協議書を作成し、協議参加者全員の実印での押印を受ける。このとき、相続人間の利益相反に注意する。
- ◆不動産の相続登記手続きは司法書士に依頼する。
- ◆金融機関(銀行・証券会社)の必要書類は金融機関によって内容・様式が異なる。必要に応じ、相続人全員の実印による押印と印鑑証明書を収集する。

④申請・提出

- ◆それぞれの窓口に書類を提出する。

書類の申請先又は提出先

不動産:法務局
※司法書士に依頼

預貯金/証券:各金融機関
※原則は口座がある支店

普通自動車:各運輸支局
軽自動車:各検査協会

遺産分割協議書は相続人の数だけ作成し、相続手続き後、相続人各々が保管するのが一般的。

業務の期限

<遺産分割>

遺産分割そのものに期限は無いが、相続放棄及び限定承認は民法上「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内」に家庭裁判所に対して申述しなければならない。

<不動産登記>

所有権は時効にかからないので相続登記自体に期限は無い。

<預貯金等の払戻し>

民法上、債権は10年で時効にかかるとされているが、実務上は時効期間を過ぎても払戻しに応じる金融機関もある模様。
※金融機関や預貯金の種類によって取り扱いが異なるので確認が必要。

業務における重要ポイント

★相続開始日はいつか。

→被相続人がいつ死亡しているかによって適用法令が異なる場合がある。(例:S22.5.3~S55.12.31の間に死亡している場合、現行の民法の規定とは法定相続分が異なる 等)

★相続開始地はどこか。

→遺産分割審判等の申立、遺産に関する訴訟等の申立てなどの申立先は、原則として相続開始地の家庭裁判所とされている。

★依頼者の口から「相続放棄」の言葉が出たら「その意味」をしっかりと確認する。家庭裁判所による審判上の正式な相続放棄を意味しているのか、それとも実質の(遺産分割としての)相続放棄を意味しているのか。

→両方で法的効果や手続きが大きく異なるため。前者の場合は「その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる(民法939条)」ため、プラスの財産もマイナスの財産(債務/負債)も相続せず、また代襲相続も発生しない。

★相続手続き受任契約書の条項には、万が一委任業務が未完

で終了してしまった場合の請求額を記載する。
→報酬や実費の請求が出来なくなってしまう事態を回避する。

エピソード・教訓・失敗談等

★相続手続きは被相続人の人生と一緒に歩む事です。

残された方々に行政書士に依頼をして良かったと考えてもらえるように心がけます。それが次の相続の紹介へとつながります。

★高齢者の特に女性の「本人の印鑑証明書」があるか否かには特に注意が必要です。遺産分割協議書作成当日、本人ではなく夫の印鑑証明書を用意していました。大切な決め事には夫の意思が必要と考えたようです、直ちに本人と一緒に区役所に取りにいきました。これは一番最初に手掛けた相続手続きでした、報酬もいただきましたが、屋に寿司もご馳走になりました。こんな「美味しい」仕事があるのかと思いました(笑)。

お知らせ

今後の予定

◆室蘭支部 平成27年度・第一回理事会
平成26年6月16日(火) PM5:30より 場所: 中小企業センター

◆三士会パークゴルフ大会
平成27年7月4日(土) 開催予定
※詳細別途

その他

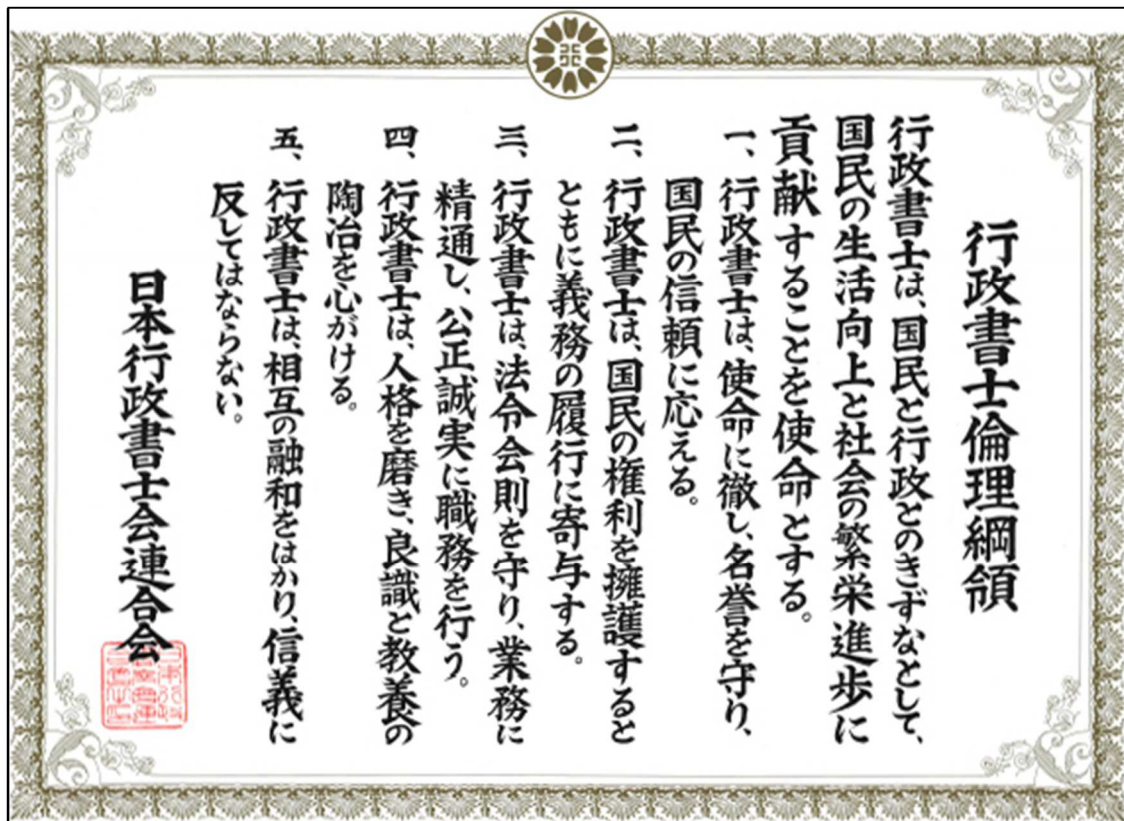
◆くらしの無料相談会について

・現在実施している「くらしの無料相談会」への参加を希望する会員はそれぞれ下記までご連絡をお願いします。

地区	連絡先
●室蘭地区	高橋(國)会員
●登別地区	大谷会員
●伊達地区	堀会員
●洞爺湖・豊浦地区	後藤会員

◆支部会費の納入について

・本会報と併せて支部会費納入のご案内をお送りしておりますので、納入方よろしく願いいたします。



【編集後記】

◆日中はようやく暖かくなりましたが、このタイミングで盛大に風邪を引いてしまいました。声が出なくなり、何年ぶりかで39度を超える発熱を繰り返し、元々体力には自信があったのですが、かなりエネルギー・体力を消耗しました。暖かくなっても油断をせず、皆様も体調管理にはくれぐれもお気をつけください。 ◆支部の会報作成を引き続きさせて頂くこととなりました。皆様に興味をもって頂ける紙面、特に新入会員や業務経験の少ない会員が読んですぐに役立つような紙面づくりを心がけていこうと考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますよう、引き続き宜しくお願いいたします。🍀